

厚生委員会情報連絡

令和2年9月30日

情報連絡事項

頁

(1) 児童扶養手当と障害年金の併給調整の制度改正について・・・・・・・・	2
(2) 介護事業者向け新型コロナウイルス感染症に関する情報発信等について・・・	3
(3) 地域密着型サービス事業の整備・運営事業者の公募結果について・・・・・・・・	4
(4) 令和2年度「介護従事者永年勤続褒賞及び元気応援ポイント事業活動褒賞式典」 の中止について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
(5) 足立区医療的ケア児ネットワーク協議会災害対策部会の開催について・・・	6
(6) 障がい者（児）等への日常生活用具給付事業の品目追加について・・・・・・・・	7
(7) 障害者手帳カード形式の交付開始について・・・・・・・・・・・・・・・・	9

(福祉部)

厚生委員会情報連絡一覧表

件 名	内 容	日時及び場所	PRの 方法
<p>1 児童扶養手当と障害年金の併給調整の制度改正について</p> <p>所管課 【親子支援課】</p>	<p>1 概要</p> <p>現行制度では、障害年金を受給しているひとり親家庭は、障害年金額が児童扶養手当額を上回る場合、児童扶養手当が受給できない。</p> <p>令和2年6月の児童扶養手当法の改正により、令和3年3月分（令和3年5月支払い）から、児童扶養手当額と障害年金の子の加算部分の額との差額を児童扶養手当から受給することができるように見直された。</p> <p>2 周知方法</p> <p>（1）制度改正により、児童扶養手当を申請することで新たに手当を受給できる可能性のある方に対して申請勧奨通知を発送</p> <p>（2）あだち広報等にて周知</p> <p>3 今後のスケジュール</p> <p>令和2年12月 申請勧奨通知を発送</p> <p>令和2年12月 あだち広報・ 区ホームページ掲載、 豆の木メール送信</p> <p>令和3年 3月 年金額変更入力処理</p> <p>令和3年 4月 年金額変更による手当額変更通知を発送</p> <p>令和3年 5月 変更後手当額支払い</p>		<p>・あだち広報、区ホームページ掲載、豆の木メール送信、応援アプリ</p>

厚生委員会情報連絡一覧表

件 名	内 容	日時及び場所	P Rの方法
<p>2 介護事業者向け新型コロナウイルス感染症に関する情報発信等について</p> <p>所管課 【地域包括ケア推進課】</p>	<p>介護事業者との意見交換会での要望を受け、事業者向けの新型コロナウイルス感染症に関連するガイドラインを作成し相談窓口を開設した。</p> <p>1 感染症に係る介護事業者向けガイドラインページの開設 区ホームページに、新型コロナウイルス感染症に係る介護事業者向けガイドラインページを開設した。 (1) コロナに関連する国や都からの通知を項目や時系列で整理 (2) 感染予防対策、感染事案発生時の対応、注意点や業務フローなどを説明</p> <p>2 相談窓口の開設 当課に現在設置している「在宅療養支援窓口」に「介護事業者向け感染症相談窓口」機能を追加した。 (1) 相談内容(例) ア 感染症発生時の対応方法、サービス継続に関する相談 イ 担当所管へのつなぎ、医療機関との連携等の連携調整 (2) 設置場所・電話番号 ア 設置場所：足立区役所北館1階 地域包括ケア推進課内 イ 電 話：03-3880-5643(直通)</p> <p>3 感染予防研修等の開催 「医療・介護スキルアップ研修」の特別編として、通所介護、訪問介護、高齢者施設ごとに、医師等と事業者の質疑応答による研修・懇談会を実施した。 (1) 通所介護事業者(7月28日) (2) 訪問介護事業者(8月4日) (3) 高齢者施設(8月6日) 実施内容は動画に編集して事業者へ公開している。</p>	<p>【日時】 令和2年 8月17日開設</p>	<p>・区内の介護事業者へ 文書やメールで通知</p>

厚生委員会情報連絡一覧表

件 名	内 容	日時及び場所	P Rの方法
<p>3 地域密着型サービス事業の整備・運営事業者の公募結果について</p> <p>所管課 【介護保険課】</p>	<p>令和2年度・令和3年度整備予定の地域密着型サービス事業の整備・運営事業者の公募結果について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 公募結果 公募した3つのサービス種別全てにおいて、応募がなかった。</p> <p>(1) 募集期間 令和2年7月8日(水)～令和2年8月14日(金)</p> <p>(2) サービス種別</p> <p>① 認知症対応型共同生活介護 2か所募集 (認知症高齢者グループホーム)</p> <p>② 小規模多機能型居宅介護 2か所募集</p> <p>③ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1か所募集</p> <p>2 今後の対応 今年度は、東京都の補助協議の期限(11月20日)に間に合わないため、再公募は実施しない。 来年度以降は、第8期介護保険事業計画に基づき公募していく。</p>		

厚生委員会情報連絡一覧表

件 名	内 容	日時及び場所	P R の方法
<p>4 令和2年度「介護従事者永年勤続褒賞及び元気応援ポイント事業活動褒賞式典」の中止について</p> <p>所管課 【介護保険課】</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度「介護従事者永年勤続褒賞及び元気応援ポイント事業活動褒賞式典」（以下、「永年褒賞」「元気褒賞」という。）を中止する。</p> <p>1 永年褒賞及び元気褒賞式典</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎ホールでのセレモニー、イベントの中止。 ・ 褒賞対象者には、褒賞、記念品（永年褒賞は図書カード、元気褒賞は区内共通商品券）、区長メッセージ・カードを介護保険課窓口にて配布する。 <p>※ 今年度の永年褒賞、元気褒賞対象者は、現在調査中。</p>	<p>【日時】 令和2年 11月11日 (介護の日)</p>	<p>・ 9月から10月に、区内介護事業所及び褒賞対象者に通知する。</p>

厚生委員会情報連絡一覧表

件 名	内 容	日時及び 場所	P R の 方法
5 足立区医療的ケア児ネットワーク協議会災害対策部会の開催について 所管課 【障がい福祉課】	足立区医療的ケア児ネットワーク協議会に災害対策部会を設置し、第1回の部会を開催した。 1 目的 医療的ケア児に対する災害時支援、避難所・福祉避難所における医療的ケア児等への配慮に関する意見を聴取する。 2 部会の構成 医療的ケア児ネットワーク協議会委員から選出した6名（委員長、医療・福祉関係者3名、家族会2名）に、オブザーバーとして専門家（NPO法人日本防災士機構）1名を加えて構成した。 3 内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水害対策「分散避難」について ・ 避難所運営の基本ルールと福祉避難所について ・ 医療的ケア児等に必要な支援について 	【日時】 令和2年8月25日（火） 午後1時 30分から 3時まで 【場所】 本庁舎7階 災害対策課 防災センター	

厚生委員会情報連絡一覧表

件 名	内 容	日時及び場所	P R の方法												
<p>6 障がい者（児）等への日常生活用具給付事業の品目追加について</p> <p>所管課 【障がい福祉課】</p>	<p>在宅障がい者（児）等の日常生活を容易にするための日常生活用具給付事業の品目に、人工呼吸器使用者を対象とした「自家発電機」「ポータブル電源（蓄電池）」「車載シガーソケット用インバーター」を追加する。</p> <p>1 目的 （１）外出支援…外出機会が拡大することで、外出支援につながる。 （２）災害等対応…災害等による不測の停電に備えることができる。</p> <p>2 追加品目</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">品目</th> <th style="width: 30%;">基準額</th> <th style="width: 40%;">耐用年数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自家発電機</td> <td style="text-align: center;">120,000 円</td> <td style="text-align: center;">5 年</td> </tr> <tr> <td>ポータブル電源（蓄電池）</td> <td style="text-align: center;">80,000 円</td> <td style="text-align: center;">5 年</td> </tr> <tr> <td>車載シガーソケット用インバーター</td> <td style="text-align: center;">40,000 円</td> <td style="text-align: center;">5 年</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ いずれか、希望の1品目を給付する。</p> <p>3 対象者 在宅で人工呼吸器を使用し、以下のいずれかに該当する方 （１）身体障がい者（児）で呼吸器機能障がいの程度が3級以上の方、または医師の意見書等により同程度の身体障がい者（児）と認められる方 （２）難病患者、または医療的ケア児等で呼吸器機能に障がいがあり、医師の意見書等により、給付が必要と認められる方 ※ （１）（２）合計80名</p>	品目	基準額	耐用年数	自家発電機	120,000 円	5 年	ポータブル電源（蓄電池）	80,000 円	5 年	車載シガーソケット用インバーター	40,000 円	5 年		<p>・障がい者団体への説明、区ホームページ等により周知する。</p>
品目	基準額	耐用年数													
自家発電機	120,000 円	5 年													
ポータブル電源（蓄電池）	80,000 円	5 年													
車載シガーソケット用インバーター	40,000 円	5 年													

	<p>4 見込額 80名×12万円=960万円 ※ 対象者全てが基準額の最も高い自家発電機を希望した場合</p> <p>5 開始日 令和2年10月1日(木)</p>		
--	--	--	--

厚生委員会情報連絡一覧表

件 名	内 容	日時及び場所	P R の方法
<p>7 障害者手帳カード形式の交付開始について</p> <p>【障がい福祉課】 【中央本町地域・保健総合支援課】</p>	<p>平成31年4月の法改正（※）で、カード形式の障害者手帳の交付が可能となっていたが、これを受け東京都が10月1日からカード形式の障害者手帳の交付申請受付を開始する。</p> <p>については、足立区でもこれまで紙形式のみで交付していた障害者手帳について、以下のとおりカード形式の交付を選択できることとなった。</p> <p>※ 「身体障害者福祉法施行規則及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（平成31年3月29日）</p> <p>1 対象者 身体障害者手帳・愛の手帳（東京都療育手帳）及び精神障害者保健福祉手帳の交付申請を、令和2年10月1日以降に行う方</p> <p>※ 精神障害者保健福祉手帳については、新規、更新、等級変更、他県転入の申請時のみ選択可</p> <p>2 申請方法 交付申請の際に、紙形式かカード形式かを選択する。</p> <p>3 カード形式の手帳の特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険証や運転免許証と同サイズ（縦 53.98mm × 横 85.6mm） ・ カード形式手帳には、変更事項等記載用の紙が付属される。 ・ 顔写真は白黒印刷になる。 <p>4 受付開始年月日 令和2年10月1日（木）</p>		<p>・広報東京都9月号に掲載済み。</p> <p>・障がい者団体への説明、あだち広報10/10号、区ホームページへの掲載、SNS等により周知する。</p>